

658 略

第五十六条（佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一
部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
	(趣旨)	(趣旨)
第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第四十二条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条及び第六条の規定に基づき、教育職員（市町立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。	第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第四十二条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条及び第六条の規定に基づき、教育職員（市町立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。	
（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）	（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）	（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）
第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。	第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。	第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。
一・二 略	一・二 略	一・二 略
三 佐賀市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例（昭和二十一年佐賀県条例第六十五号）		

658 略

		八 外国 の 地方 公共 団体 の 機関 等 に 派遣される市町立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年佐賀県条例第七号）	九 略	四五七 略
		八 外国 の 地方 公共 団体 の 機関 等 に 派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和六十一年佐賀県条例第七号）	九 略	四五七 略
2・3 略	2・3 略	第六条 教育職員（管理職手当を受ける勤務等）	第六条 教育職員（管理職手当を受ける勤務等）	第六条 教育職員（管理職手当を受ける勤務等）
2・3 略	2・3 略	第六条 教育職員（管理職手当を受ける勤務等）	第六条 教育職員（管理職手当を受ける勤務等）	第六条 教育職員（管理職手当を受ける勤務等）
2・3 略	2・3 略	第六条 教育職員（管理職手当を受ける勤務等）	第六条 教育職員（管理職手当を受ける勤務等）	第六条 教育職員（管理職手当を受ける勤務等）

		正	後
		別表	(第八条關係)
略	名 稱 位 置	改	正
略	管 轄 區 域	前	

管轄区域		管轄区域		管轄区域		管轄区域		管轄区域	
名称	位置	名称	位置	名称	位置	名称	位置	名称	位置
略	略	佐賀県	唐津市	佐賀県	唐津市	佐賀県	唐津市	佐賀県	唐津市
略	略	唐島警	二夕子	唐島警	二夕子	唐島警	二夕子	唐島警	二夕子
察署	三丁目	察署	三丁目	察署	三丁目	察署	三丁目	察署	三丁目
略	略	佐賀県	鹿島市	佐賀県	鹿島市	佐賀県	鹿島市	佐賀県	鹿島市
略	略	鹿島警	大字中	鹿島警	大字中	鹿島警	大字中	鹿島警	大字中
察署	村	佐賀県	塩田町	佐賀県	塩田町	佐賀県	塩田町	佐賀県	塩田町
佐賀県	藤津郡	佐賀県	藤津郡	佐賀県	藤津郡	佐賀県	藤津郡	佐賀県	藤津郡
佐賀県	嬉野町	佐賀県	嬉野町	佐賀県	嬉野町	佐賀県	嬉野町	佐賀県	嬉野町
野市	(塩田町を除く。)	島市、嬉野市のうち塩田町及	島市、嬉野市太良町	津市及び東松浦郡玄海町	津市及び東松浦郡太良町	津市及び東松浦郡一円	津市及び東松浦郡一円	津市及び東松浦郡一円	津市及び東松浦郡一円

	家		正	後
略	武雄市	位 置		
略	佐賀県黒髪少年自然の家	名 称	(名称及び位置)	改
略	杵島郡山内町	位 置	第二条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。	正 前

別表第五 (第十二条、第十四条関係)	嬉野市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、 東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤 津郡
一 法第二条 營業の種類	地 城 県内全地域、武雄市のうち県道武雄

			略	略	略
佐賀県	神埼市	神埼市	略	略	略
神埼警察署	神埼町	神埼市及び神埼郡吉野ヶ里町	略	略	略
察署					
別表第一（第五条関係）	改	正	後		
佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、 伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、					

改	第六十六条（佐賀県警察の組織に関する各	佐賀県、武雄警 察署、大町警 察署、大町市、 大町町、大町郡、 武雄市、（北方町を除く。）
正		
後		

別表第五（第十二条、第十四条関係）	
営業の種類	地 域
県内全地域（武雄市のうち県道武雄 一 法第二条	郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡 佐賀郡、神埼郡、三養基郡、東松浦

			正化等に関する法律施行条例の一部改正
別表第二（第五条関係）	改 正 前		
佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、 伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、		略 察署 神埼警 神埼町	略 略 略 神埼郡 神埼郡一円

改	前	略	佐賀県 察署 大町警	武雄警 武雄市	町
		略	杵島郡 大町町	杵島郡 大町町	武雄市及び杵島郡山内町
		略	杵島郡のうち北方町、大町町	杵島郡のうち北方町、大町町	

第六項第一号の営業

第六項第一号の營業

104

104

ノ松乙五四八番の一地先国道三十号十字路の中心点（以下この項に

四 第六項第四号の営業のうち、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて、次のようにすれば、かかる構造設備を有する営業イ 調査室に接続する車庫(二)以上の側壁(カーテン、ついたて等を含む)及び屋根を有するものに限るものとする。以下同じ。)の出入口が扉等によつて遮へいできるもの、車庫の内部から個室に通ずる専用の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられるもの、個室と車庫とが

四 略 法第二条 第六項第四号の営業のうち、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて、次のいずれかに該当する構造設備を有する営業イ 個室に接続する車庫(二以上の側壁(カーテン、ついたて等を含む)及び屋根を有するものに限る。以下同じ)の出入口が扉等によつて遮へいできるもの、車庫の内部から個室に通ずる専用の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられたりするもの、個室とが

○佐賀県条例第七十五号

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

佐賀県知事
古川康

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、
伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、
嬉野市、神埼市、佐賀郡、神埼郡、
三養基郡、東松浦郡、西松浦郡、杵
島郡及び藤津郡

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、
伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、
嬉野市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、
東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤
津郡

第六十八条（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

略	<p>専用の通路によつて接続しているものにあつては、当該通路の第三、七四九七番の四、七五〇〇番、七五〇一番の一及び七五〇一番の二の地域並びに藤津郡婦野町のうち大字下宿字嬉ノ松乙五四五八番の地先国道三十四号字路の中心点（以下この項において「基点一」という）と、字大畑乙二二〇二番の一地先国道三十四号字路の中心点、字柿ノ木乙二二三下一番の三地先磨橋の中心点及び字宿乙六九一一番の地先中井手橋の中心点（以下この項において「基点二」という）を順次結んだ線並びに基点一と基点二を結んだ線に開まれた区域内の地域を除く。）</p>
---	--

佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項から第九項までを次のように改める。
6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号
給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号
給数を四号給（その職務の級が、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県
条例第一号。以下「県職員給与条例」という。）第三条第一項第一号の行政
職給料表の職務の級の八級以上に相当するものとして人事委員会規則で定め
る職員にあつては、三号給）とすることを標準として人事委員会規則で定め
る基準に従い決定するものとする。

五十五歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の四月一日以後の前項の規定の適用については、同項中「四号給（その職務の級が、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。）第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の八級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）」はあるのは、「二号給」とする。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うこと
ができない。

第六条第十項中「第六項から前項までに規定する」を「職員の」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の二項を加える。

は、人事委員会規則で定める。

第六条の二中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改め
第六条の三中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る。